

発議第 2号

地方財政の拡充を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成26年6月12日 提出

提出者 江差町議会議員 小野寺 真

〃 〃 小林 栄治

〃 〃 横山 敬三

賛成者 江差町議会議員 薄木 晴午

〃 〃 飯田 隆一

〃 〃 小笠原 淳夫

〃 〃 萩原 徹

〃 〃 大門 和子

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官

## 地方財政の拡充を求める意見書

政府の 2014 年度地方財政計画は、①「三位一体改革」で生じた大幅な財源不足や景気悪化による税収減に対して、地方交付税の法定率を引き上げるなど抜本的な対策をとらず、昨年が続いて地方交付税を削減する、②地方交付税法の目的、趣旨に違反して、「行革」を強要、誘導する算定方式を持ち込むものになっています。

地方の財源不足を解消するために、地方 6 団体も地方交付税の法定率引き上げなど抜本的な対策を求めています。総務省の対応は、特例加算や臨時財政対策債の発行など一時的、臨時的な措置にとどまっています。また総務省が今年度の地方財政計画で打ち出した「地域の元気創造事業費」では、地方交付税の算定指標に地方公務員の人件費や人件費を除く経常的経費削減などの「行革努力」を反映させていますが、これは地方の固有財源である地方交付税の目的・趣旨に反して、地方自治体にリストラと住民サービスの低下を押し付けるものです。「緊急防災・減災事業」も、不要不急の公共事業ではなく、学校や福祉施設の耐震化など、住民の安全・安心を守る施策に活用されなければなりません。老朽化した公共施設の「除去」に地方債を充てる施策も、公共施設の統廃合を促進するのではなく、耐震化や建て替えなど住民サービスを拡充するように執行されなければなりません。

よって本議会は、国に対し、地方自治の本旨に基づき、地方財政の拡充を図るよう、下記の事項について強く要望します。

### 記

1. 地方自治体が、憲法に基づき「住民の福祉の増進」(地方自治法第 1 条の 2)を図る役割を發揮できるように、十分な地方財源を保障すること。
2. 地方交付税については「三位一体改革」で大幅に減らされた額を元に戻し、法定率を引き上げて、地方の財源格差是正と財源保障の機能を果たすように拡充すること。
3. 「行革努力」を反映する交付税の算定は、地方交付税法の目的、趣旨に違反し、地方自治体へ不当な介入をはかるものであり、撤回をすること。地方自治体職員の採用を妨げるような介入を行わないこと。
4. 「緊急防災・減災事業」は、不要不急の公共事業ではなく、住民の安全・安心を確保する施策に活用すること。
5. 老朽化した公共施設は、耐震化、建て替えを行えるように財源を保障すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 12 日

北海道江差町議会議長 打越 東丞夫